

議案第 3 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の
制定について

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づく亀山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与及びその支給方法、教育長の勤務時間その他の勤務条件並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 教育長の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 教育長の給料の額は、月額65万円とする。

2 給料の支給については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当の支給については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の適用を受ける市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）の例により支給する。

(退職手当)

第5条 教育長が退職した場合には、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、教育長の任期ごとに支給する。

3 退職手当の額は、退職した日における給料月額に、教育長としての在職年数を乗じて得た額に、100分の200を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給については、市長及び副市長の例による。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第7条 教育長の職務に専念する義務の免除については、亀山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成17年亀山市条例第30号)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者又はその委任を受けた者」とあり、及び「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の廃止)

2 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例(平成17年亀山市条例第42号)は、廃止する。

(平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)

3 平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間(次項において「特例期間」という。)に支給する教育長の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

4 特例期間に支給する教育長の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。